

内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準（公開草案からの変更点）

平成 27 年 9 月 29 日
公益社団法人日本監査役協会

（注）公開草案からの変更点がある条項のみ掲載している。
変更点には、太下線を付して表示している。

確定版	公開草案
<p>第 1 章 本実施基準の目的等</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条</p> <p>本実施基準は、監査等委員会監査等基準（平成 27 年 9 月 29 日制定）第 25 条第 7 項に基づき、監査等委員会が会社の内部統制システムに関して行う監査（本実施基準において「内部統制システム監査」という。）に<u>当た</u>っての基準及び行動の指針を定めるものである。</p>	<p>第 1 章 本実施基準の目的等</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条</p> <p>本実施基準は、監査等委員会監査基準（平成 27 年 ● 月 ● 日制定。）第 ● 条第 ● 項に基づき、監査等委員会が会社の内部統制システムに関して行う監査（本実施基準において「内部統制システム監査」という。）に<u>あ</u>たっての基準及び行動の指針を定めるものである。</p>
<p>（内部統制システムの定義等）</p> <p>第 2 条</p> <p>本実施基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。なお、本実施基準における「章」、「条」の記載は、特段の言及がない限り、本実施基準における章及び条を意味する。</p> <p>一 内部統制システム 監査等委員会監査等基準第 25 条第 1 項各号に定める体制をいう。</p> <p>二～八 （略）</p> <p>九 監査等委員会監査等の実効性確保体制 監査等委員会監査等基準第 17 条各号に定める体制をいう。</p> <p>十 （略）</p> <p>十一 選定監査等委員 監査等委員会監査等基準第 10 条第 1 項各号に定める監査等委員をいう。</p> <p>十二 内部監査部門等 監査等委員会監査等基準第 20 条第 1 項に定める内部監査部門等をいう。</p> <p>十三 補助使用人等 監査等委員会監査等基準第 15 条第 1 項に定める補助使用人等をいう。</p>	<p>（内部統制システムの定義等）</p> <p>第 2 条</p> <p>本実施基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。なお、本実施基準における「章」、「条」の記載は、特段の言及がない限り、本実施基準における章及び条を意味する。</p> <p>一 内部統制システム 監査等委員会監査基準第 ● 条第 ● 項各号に定める体制をいう。</p> <p>二～八 （略）</p> <p>九 監査等委員会監査の実効性確保体制 監査等委員会監査基準第 ● 条各号に定める体制をいう。</p> <p>十 （略）</p> <p>十一 選定監査等委員 監査等委員会監査基準第 ● 条第 1 項各号に定める監査委員をいう。</p> <p>十二 内部監査部門等 監査等委員会監査基準第 ● 条第 ● 項に定める内部監査部門等をいう。</p> <p>十三 補助使用人等 監査等委員会監査基準第 ● 条第 ● 号に定める補助使用人等をいう。</p>

<p>十四 内部統制部門 監査等委員会監査等基準第 20 条第 3 項に定める内部統制部門をいう。</p> <p>十五～十八 (略)</p>	<p>十四 内部統制部門 監査等委員会監査基準第●条第●項に定める内部統制部門をいう。</p> <p>十五～十八 (略)</p>
<p>(内部統制決議に関する監査)</p> <p>第 5 条</p> <p>1. 監査等委員会は、内部統制決議について、以下の観点から監視し検証する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 監査等委員会が内部統制決議に関して報告、提案又は意見の表明をした指摘(第 3 章に定める監査等委員会監査等の実効性確保体制に関する指摘を含む。)の内容が、取締役会決議において適切に反映されているか。反映されていない場合には正当な理由があるか。</p> <p>2. (略)</p>	<p>(内部統制決議に関する監査)</p> <p>第 5 条</p> <p>1. 監査等委員会は、内部統制決議について、以下の観点から監視し検証する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 監査等委員会が内部統制決議に関して報告、提案又は意見の表明をした指摘(第 3 章に定める監査等委員会監査の実効性確保体制に関する指摘を含む。)の内容が、取締役会決議において適切に反映されているか。反映されていない場合には正当な理由があるか。</p> <p>2. (略)</p>
<p>(内部統制システムの構築・運用の状況に関する監査)</p> <p>第 6 条</p> <p>1. 監査等委員会は、第 4 章各条に定める内部統制システムの各体制(本条及び第 8 条において「各体制」という。)について、本条に定める監査活動その他日常的な監査活動を通じて、第 4 章各条第 1 項に掲げる重大なリスクに対応しているか否かを監視し検証する。なお、財務報告内部統制については第 5 章に定めるところに従い、監査等委員会監査等の実効性確保体制については第 3 章に定めるところに従い、監査等委員会は監査を行い適切な措置を講じる。</p> <p>2. 監査等委員会は、各事業年度の内部統制システム監査の開始に<u>当たり</u>、当該時点における内部統制決議の内容及び内部統制システムの構築・運用の状況を把握し、内部統制システム監査の計画を策定する。事業年度中に内部統制決議の内容に修正があった場合には、それに応じて監査計画等の必要な見直しを行う。</p> <p>3. ～7. (略)</p>	<p>(内部統制システムの構築・運用の状況に関する監査)</p> <p>第 6 条</p> <p>1. 監査等委員会は、第 4 章各条に定める内部統制システムの各体制(本条及び<u>次条</u>において「各体制」という。)について、本条に定める監査活動その他日常的な監査活動を通じて、第 4 章各条第 1 項に掲げる重大なリスクに対応しているか否かを監視し検証する。なお、財務報告内部統制については第 5 章に定めるところに従い、監査等委員会監査の実効性確保体制については第 3 章に定めるところに従い、監査等委員会は監査を行い適切な措置を講じる。</p> <p>2. 監査等委員会は、各事業年度の内部統制システム監査の開始に<u>あたり</u>、当該時点における内部統制決議の内容及び内部統制システムの構築・運用の状況を把握し、内部統制システム監査の計画を策定する。事業年度中に内部統制決議の内容に修正があった場合には、それに応じて監査計画等の必要な見直しを行う。</p> <p>3. ～7. (略)</p>
<p>(内部統制システムの不備への対応等)</p> <p>第 8 条</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 監査等委員会は、内部統制システムの構築・運用の状況に関する監査において実施した監査の方法の<u>内容及び</u>監査結果、発見した不備について検討し、代</p>	<p>(内部統制システムの不備への対応等)</p> <p>第 8 条</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 監査等委員会は、内部統制システムの構築・運用の状況に関する監査において実施した監査の方法の<u>内容</u>、<u>監査結果</u>、発見した不備について検討し、代表</p>

<p>表取締役等に対する助言若しくは勧告又は取締役会に対する報告、提案若しくは意見の表明などの措置を講じるべき事項の有無及びその内容について審議し、必要に応じて決定する。</p> <p>3. ～ 5. (略)</p>	<p>取締役等に対する助言若しくは勧告又は取締役会に対する報告、提案若しくは意見の表明などの措置を講じるべき事項の有無及びその内容について審議し、必要に応じて決定する。</p> <p>3. ～ 5. (略)</p>
<p>第3章 監査等委員会監査等の実効性確保体制の監査</p> <p>(補助使用人等に関する事項)</p> <p>第9条</p> <p>1. 補助使用人等に関して以下の事情のいずれかが認められる場合には、監査等委員会は、代表取締役等又は取締役会に対して必要な要請を行う。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 その他、監査等委員会監査等の実効性を妨げる特段の事情が認められる場合</p> <p>2. (略)</p>	<p>第3章 監査等委員会監査の実効性確保体制の監査</p> <p>(補助使用人等に関する事項)</p> <p>第9条</p> <p>1. 補助使用人等に関して以下の事情のいずれかが認められる場合には、監査等委員会は、代表取締役等又は取締役会に対して必要な要請を行う。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 その他、監査等委員会監査の実効性を妨げる特段の事情が認められる場合</p> <p>2. (略)</p>
<p>(監査費用)</p> <p>第12条</p> <p>監査等委員会は、監査費用に関して、以下の事情のいずれかが認められる場合には、代表取締役等又は取締役会に対して必要な要請を行う。</p> <p>一～五 (略)</p>	<p>(監査費用)</p> <p>第12条</p> <p>1. 監査等委員会は、監査費用に関して、以下の事情のいずれかが認められる場合には、代表取締役等又は取締役会に対して必要な要請を行う。</p> <p>一～五 (略)</p>
<p>(効率性確保体制に関する監査)</p> <p>第16条</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 監査等委員会は、効率性確保体制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ、判断する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 代表取締役等が行う重要な意思決定及び個別の業務の決定が、監査等委員会監査等基準第 23 条第2項各号に定める観点に適合する形でなされることを確保するための体制が構築・運用されているか。</p>	<p>(効率性確保体制に関する監査)</p> <p>第16条</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 監査等委員会は、効率性確保体制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ、判断する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 代表取締役等が行う重要な意思決定及び個別の業務の決定が、監査等委員会監査基準第 22 条第2項各号に定める観点に適合する形でなされることを確保するための体制が構築・運用されているか。</p>